

件名	愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例及び愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例													
主管課	障がい福祉課													
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法(昭和22年法律第164号) ・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号) 													
<p>【改正の概要】</p> <p>児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第127号）（令和6年4月1日施行）が施行されることに伴う規定整備を行う。</p> <p>（法令等改正内容）</p> <p>○児童福祉法第6条</p> <p>肢体不自由のある児童を支援の対象とした医療型児童発達支援について全ての障害児を対象とする児童発達支援に一元化するものとした。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">（現行）</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">（改正）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第6条の2の2第2項</td> <td>児童発達支援</td> <td>児童発達支援 （現行第3項の内容を統合）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">" 第3項</td> <td>医療型児童発達支援</td> <td>放課後等デイサービス （現行第4項から項ずれ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4項</td> <td>放課後等デイサービス</td> <td>居宅訪問型児童発達支援</td> </tr> </tbody> </table> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 児童福祉法と同様の改正</p> <p>（改正する条例）</p> <p>○愛媛県立子ども療育センター使用料及び手数料条例 項ずれ対応（放課後等デイサービス 第4項⇒第3項）</p> <p>○愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 医療型児童発達支援に関する箇所を削除・変更</p>				（現行）	（改正）	第6条の2の2第2項	児童発達支援	児童発達支援 （現行第3項の内容を統合）	" 第3項	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス （現行第4項から項ずれ）	第4項	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援
	（現行）	（改正）												
第6条の2の2第2項	児童発達支援	児童発達支援 （現行第3項の内容を統合）												
" 第3項	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス （現行第4項から項ずれ）												
第4項	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援												
施行日	令和6年4月1日													
【その他参考事項】														